第2期 田辺市子ども・子育て支援事業計画 概要版

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えることが懸念されています。また、核家族化の進展、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子供たちへの貧困の連鎖等、子供と家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうしたことから、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっており、「子ども・子育て支援法」に基づく「田辺市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第2期 田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

〇計画期間と対象

計画期間は、令和 2 (2020)年度を初年度とし、令和 6 (2024)年度までの 5 年間です。 計画の対象は、おおむね 18 歳未満の全ての子供とその家庭です。

2. 計画の理念と基本目標

O基本理念

保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本的な認識の下、家庭や、地域、職場等の社会 全体が連携しながら、これまでの基本理念を継承し、より実現可能な施策を推進します。

「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成」

〇基本目標と施策

- (1)子育て家庭を地域のみんなで応援するまち
- ○地域の子育てサービスの充実 ○地域支援ネットワークの確立
- (2) 子育てと社会参加が両立したまち
- ○保育サービス等の充実 ○両立支援の促進
- (3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち
- ○親を育てる環境づくり ○健やかな成長のための環境整備 ○家庭教育への取組
- (4)子供が健康(健やか)で安全に育つ安心できるまち
- ○健康の保持増進 ○生活環境の整備・充実 ○子供の安全の確保
- (5)様々な家庭の状況に応じた支援体制が整ったまち
- ○児童の権利擁護・児童虐待防止 ○障害のある子供と家庭への支援
- ○ひとり親家庭等への支援 ○子供の貧困対策の推進

3. 教育・保育等の量の見込みと確保方策

〇教育・保育等の量の見込みと確保方策設定の流れ

①教育・保育提供区域の設定

事業に対応し、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

②家庭類型の分類

対象となる子供の父母の有無、就労状況を踏まえて、ニーズ調査の回答者の家庭をタイプA、B、C、C'、D、E、E'、Fの8種類の「家庭類型」に分類します。

③教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向の把握

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業について、ニーズ調査結果に基づき、事業 対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を把握します。

<教育・保育の認定区分 3区分>

1号認定:満3歳以上の就学前の子供(2号認定を除く)が対象

→幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用

2号認定:満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子供が対象

→保育所・認定こども園(保育所部分)を利用

3号認定:満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子供が対象

→保育所・認定こども園(保育所部分)等を利用

<地域子ども・子育て支援事業 11事業>

利用者支援事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査

④量の見込み推計=推計児童人口×家庭類型×事業の利用意向

計画期間(令和2年度から6年度)の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることによって、各事業の量の見込みを設定します。

⑤量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するか、どのような供給主体を確保するか、 新しい制度への対応方向を踏まえ、確保方策を設定します。

〇教育・保育提供区域の設定

本市は、平成17年5月に田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の5市町村合併により、新たな田辺市となりました。市域は拡大しましたが、子ども・子育て支援に関連する施設及びニーズは、地域的に大きな偏りがあります。そのため、区域を小さな単位で設定することにより、サービスの低下が生じる可能性もあり、基本的に教育・保育提供区域は市域を1区域とします。

○教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育の認定区分ごとの見込みと確保方策は次のとおりです。

表 1 教育・保育の量の見込み及び確保方策(単位:人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		327	1, 150	642	323	1, 135	612	307	1,080	582
②確保方法	認定こども園・幼稚 園・保育所(特定教 育・保育施設)	455	1,084	636	455	1,084	636	455	1, 084	636
	認定受けない幼稚園	290			290			290		
	認可外保育施設		144	46		144	46		144	46
2-1		418	78	40	422	93	70	438	148	100

			令和 5 年度		令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
①量の見込み		301	1,058	551	293	1,030	520	
②確保方法	認定こども園・幼稚 園・保育所(特定教 育・保育施設)	455	1,084	636	455	1, 084	636	
	認定受けない幼稚園	290			290			
	認可外保育施設		144	46		144	46	
2-1		444	170	131	452	198	162	

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業ごとの量の見込みと確保目標は次のとおりです。

表2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業		単位	参考	ニーズ調査結果からの見込み量					
			平成 30 年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
(1)利用者支援事業	か所	1							
(2)時間外保育事業		人	578	426	417	401	390	379	
(3)放課後児童健全育成事業	低学年	人	570	679	629	613	588	581	
(3)	高学年	人	-	378	364	350	338	313	
(4)子育て短期支援事業		人目	80	279	274	263	256	249	
(5)乳児家庭全戸訪問事業	人	462							
(6)養育支援訪問事業	人	24							
(7)地域子育て支援拠点事業	人目	3, 373	3, 954	3,850	3, 732	3, 614	3, 493		
(8)一時預かり事業	人目	34, 484	35, 213	34, 743	33, 052	32, 370	31, 525		
(9)病児・病後児保育事業	人目	984	3, 474	3, 406	3, 269	3, 185	3, 090		
(10)子育て援助活動支援事業	人目	1,053	4	4	4	3	3		
(11)妊婦健診	人回	5, 357							

表3 地域子ども・子育て支援事業の確保目標

事業		単位	参考	参考目標量						
			平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
(1)利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1	1		
(2)時間外保育事業		人	578	540	540	540	540	540		
(3)放課後児童健全育成事業	低学年	人	570	640	640	640	640	640		
(3) 拟床饭光里使土月瓜争未	高学年	人	ı		_	_		-		
(4)子育て短期支援事業		人日	80	200	200	200	200	200		
(5)乳児家庭全戸訪問事業		人	462	452	439	425	410	397		
(6)養育支援訪問事業		人	24	25	25	25	25	25		
(7)地域子育て支援拠点事業		人日	3, 373	3,900	3, 900	3,900	3, 900	3, 900		
(8)一時預かり事業		人日	34, 484	35,000	35, 000	35,000	35, 000	35,000		
(9)病児・病後児保育事業		人日	984	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100		
(10)子育て援助活動支援事業		人日	1,053	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100		
(11)妊婦健診		人回	5, 357	6, 328	6, 146	5, 950	5, 740	5, 558		

〇子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

本市は、これまでに培ってきた子ども・子育て支援の実績を踏まえ、質の高い教育・保育の一体的な提供を図ります。質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、地域の子供や家庭が利用できる施設として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて、子育てと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるように努めるとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めつつ、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化し、市内の施設全体として、小学校就学以後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性の確保を図ります。

4. 計画の推進

〇推進体制

(1) 庁内組織

本計画の内容は、福祉、保健、教育、男女共同参画、産業等、広範な分野にわたるため、庁内組織である「田辺市子ども・子育て支援連絡協議会」において、効果的・効率的な施策の展開を図ります。また、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業所、市民等、関係する多くの方々の意見を取り入れながら取組を進めていきます。

(2) 田辺市子ども・子育て会議

本市の計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を定期的に点検・ 評価し、必要に応じて改善を促すため、「田辺市子ども・子育て会議」を設置しています。

〇計画の進捗状況の点検及び評価

本計画の推進に当たっては、「田辺市子ども・子育て会議」を中心に、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。